

社会の中での“くくり”雑感

消費社会や社会の動向を語る時、ボーダレスという言葉が飛びかう様になってもう何年になるだろうか。いろいろな場面で「ボーダレス」がキーワードとして語られている時、そこで主張されている「ボーダレス」の内容や意味にいささかの違いに気がつくことがある。たとえば、

- i 「近頃は外国から多くの方が日本に来、また日本からも外国に大勢の人が行くようになった。」
- ii 「朝食、昼食、夕食の時間が不規則になり、更に間食、夜食も多くなった。」
- iii 「ハンバーガーショップや持ち帰り弁当屋で食事できるが、これらは小売り屋かそれとも外食産業か。」

などなど、数え上げたら切りがない。

しかし、このように、ある“きわ”が不明確になる現象にはいくつかのタイプがあるようだ。

i は国境というボーダーでの外国人の出入りや日本からの海外への渡航が活発になり、一国民の目を抱え込む境界としての意味を失って来ていることを意味している。

ii の事例は本来決まった時間帯にとっていた食事がばらばらとなり、しかも、食事かおやつか、不明確なものを食べるケースが多くなって来た。

iii は明らかなように、小売業と外食業の区別が外見上ではわからない状況にあることを示している。

モノとモノ、あるいはコトとコトを区別する“くくり”は人間のそれらに対する概念規定によって

決まっていくものであり、そのひとの社会環境・文化環境・生活環境に左右されるものである。そして、その“くくり”と別の“くくり”との間に明確な相違が認識されて始めて“きわ”があるという認識に到達する。したがって、ある“くくり”が社会的に成り立つかどうかは、その社会の構成者の意識概念の共有性によって決まる。そして、その“くくり”がその社会の構成者間であいまいになってくると、いわゆるボーダレスの状態が発生することとなる。

このことは、環境としての生活・社会・文化などにおける価値基準や意識概念それ自体にあいざが起こり、既存の“くくり”では納まらない状態になったことを意味する。これまで議論されてきた各種のボーダレスの問題もつきつめれば“くくり”のあいざの発生に他ならず、それは“くくり”に対する社会的合意のあいざでもある。

あらゆる面で、国際化、情報化、生活意識の多様化が進む中、このようなあいざは更に進んでいくことが予想される。本来この“くくり”概念の共有こそがその社会の文化・価値観の原点である。したがって、ボーダレスの進展はその社会の中に文化観や価値観についての新しい考え方や方向を必要としていることと考えることもできる。

“くくり”の再編や新しい“くくり”の登場は新しい価値観や文化の登場となると考えられるが、“くくり”の細分化は、大きな“くくり”の中に

意識概念を異にするいくつかの“くくり”の集合体として捕らえる重層的な概念の社会的共有化の成立であり、このことが実は文化の成熟度の指標と考えることもできると私は思っている。したがって、“くくり”のあいまいさは新しい文化や価値観への移行の蠕動であるのか、文化の深化の過程なのかじっくり検討すべきものであろう。

価値観や文化面での国際摩擦は、まさにこの“くくり”の価値意識の共有という面での摩擦であって、それぞれの“くくり”の共有あるいは非共有部分の理解と共有への努力または理解の後の相違の許容が必要である。

“くくり”は何も文化、消費の面でだけ問題となるものではなく、政治、経済、外交、法律、ビジネスなど人間社会のあらゆる面で存在しており、それらの“くくり”はそれぞれの社会の中でそれぞれの価値意識に従って構成されていると考えて

よい。そして更に、社会の変化に伴ってそれらの“くくり”はそれぞれの社会圏で分化・進化・発展して今日に至っているものであろう。

情報化や国際化の進展は、ますますそれぞれの社会圏での“くくり”をめぐる摩擦が起こる可能性を高めることになろうが、“くくり”の相違を理解し合一・共有化に導く方向に向かうべきか、あるいはこの相違を確認・理解した上で許容・共存の道を選ぶか、今後あらゆる面で非常に重要な意思決定の岐路が起こってくるに違いない。

“くくり”はその社会の構成者の共有されている価値意識に基づいているものであるから、“くくり”をすべて世界的に同質同内容に統一することは不可能であり、また却って危険でさえある。基本的にはそれぞれの社会の独自性を最大限許容される仕組みの中で国際的レベルの統一的“くくり”を模索することが大切ではないだろうか。



総務庁統計局統計調査部事業所統計室
〔財日本統計協会発行「統計」1994年2月号より〕

言い替えれば、営利・非営利にかかわらず、その事業を行うことにより収入を得て人が働いている個々の場所のことである。

ただし、次に掲げる事業所は、調査の対象から除かれる。

- (1) 日本標準産業分類の「農業」、「林業」及び「漁業」に属する個人経営の事業所(農林漁家)
- (2) 日本標準産業分類の「サービス業」のうち、「家事サービス業」及び「外国公務」に属する事業所

整備の方法

1. 調査系統

調査は、総務庁長官(総務庁統計局長)―都道府県知事―市町村長―調査員―事業所という系統により実施する。

2. 調査事項

調査事業所について、調査票により次に掲げる事項を調査する。

- (1) 名称及び電話番号
- (2) 所在地
- (3) 事業の種類
- (4) 従業者数

3. 調査の方法

(1) 調査員は、担当基本調査区内に所在する調査事業所の名称等を確認し、平成3年事業所漢字リストテープからあらかじめ作成する整備用事業所名簿と照合することにより、平成3年事業所統計調査の調査日の翌日以後事業所名簿整備の期日までの間における事業所の新設、廃業等の変動状況を把握し、調査票及び整備用事業所名簿に記入する。

なお、調査票についても、平成3年事業所

漢字リストテープから上記2.の調査事項のうち(1)及び(2)についてあらかじめ打ち出しておく。

(2) 調査員は、事業所ごとに、原則として聞き取りの方法により上記2.に掲げる調査事項について調査し、調査票に記入する。ただし、新設事業所については、申告者が直接調査票に記入する方法によるものとする。

(3) 調査員は、上記(1)及び(2)の結果に基づき、整備用事業所名簿の補正を行う。

4. 申告の方法

上記3.に掲げる調査事項の申告は、調査事業所の事業主(当該事業所の事業を管理する者という)が調査員の質問に答えることにより、又は調査票に記入し、取集に応じることにより行う。ただし、事業主が不在その他の事由により申告を行うことができないときは、事実上事業主に代わる者が当該事業主に代わって申告を行うものとする。

結果の集計及び公表

1. 結果の集計

総務庁統計センター所長は、事業所名簿整備データテープ及び平成3年事業所統計調査甲調査に係る磁気テープを用いて、次の事項について全国、都道府県及び市町村別に集計する。

- 事業所の変動状況に関する事項
- 従業者数に関する事項
- 産業に関する事項
- 本所・支所の別に関する事項

2. 結果の公表

結果は、報告書の刊行又は結果原表を閲覧に供する方法により、平成7年3月末日までに公表する。